

調整方針修正案(第1回産業経済小委員会)

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容				
	小項目								
	細項目								
1	02 市町村の計画	その他	1 [20-05-03-01]「中心市街地活性化基本計画」において方向性が検討されているため、調整不要とする。	同左	同左			産業経済	
	03 地域計画の状況								
	06 経済部門								
	01 中心市街地活性化基本計画								
2	02 市町村の計画	統合 (同一内容)	1 農業振興計画については、地域農業マスタープラン等に基づき必要な調整を行い、新市において計画の策定が必要である。 2 森林整備計画については同一内容であることから、統合を行い新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13
	03 地域計画の状況	合併時							
	06 経済部門								
	02 農業振興計画、森林整備計画								
3	20 経済	その他	1 統計的データのため、調整不要とする。	同左	同左			産業経済	
	01 農業・畜産業の状況								
	01 農家数・農家人口等								
	01 農家数・農家人口等の状況								
4	20 経済	統合 (同一内容)	1 農振農用地区域については、現行のとおり移行し、新市において策定する「農業振興地域整備計画」と併せて調整する。 (1)都市計画調整区域との調整が必要となる。	同左	同左			産業経済	25-13
	01 農業・畜産業の状況	合併時							
	02 農業・畜産業振興計画の策定								
	01 農業振興地域整備計画								
5	20 経済	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 新市が「一部振興山村」の指定となる。	同左	同左			企画	25-13
	01 農業・畜産業の状況	合併時							
	02 農業・畜産業振興計画の策定								
	02 山村振興計画								

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
6	20 経済	統合 (同一内容)	1 農業農村整備事業を計画的に推進するための計画の策定にあたっては新市建設計画に基づき策定する必要がある。	同左	同左			産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況	合併時		同左							
	02 農業・畜産業振興計画の策定										
	03 農業農村整備事業管理計画										
7	20 経済	統合 (同一内容)	1 農道については、現状のまま新市に引き継ぐ。 2 新市において、農業基盤整備事業を計画的に推進する。	同左	同左			産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況	合併時		同左							
	03 農業・畜産業振興事業										
	01 農業基盤整備(「農道・ほ場整備」から細項目名を変更)										
8	20 経済	統合 (一本化)	1 鶴居村の事業を現行のまま新市に引き継ぐ。	その他	1 該当事業がないことから調整不要とする。	調整方針の「統合(一本化)」を「その他」に修正 調整時期の「合併時」を削除 1の記述を修正	とも、鶴居村離脱により、唯一現況調書に記載されていた事業がなくなったことによる	産業経済			
	01 農業・畜産業の状況	合併時									
	03 農業・畜産業振興事業										
	02 農業集落排水										
9	20 経済	調整不要	1 農協系統資金であることから課題はなく、調整不要。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	「調整不要」は、調整方針の区分を「その他」に統一するため	産業経済			
	01 農業・畜産業の状況										
	03 農業・畜産業振興事業										
	03 農業近代化資金										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類														
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容																		
	小項目										時期													
	細項目																							
10	20 経済	統合 (一本化)	合併時	<p>1 合併時まで完了となるため、調整不要となる制度  (1) 大家畜経営維持緊急融資資金利子補給(釧路市、阿寒町、鶴居村、白糠町)  (2) 鶴居村酪農育成緊急対策事業利子補給  (3) 生乳安定生産対策事業(音別町)  (4) 農地保有合理化事業(音別町)  (5) 平成11年緊急乳牛保留対策事業利子補給金(鶴居村)</p> <p>2 道の制度であるので、現行のまま新市へ引き継ぐ制度  (1) 酪農経営負債整理資金利子補給(釧路市、阿寒町、鶴居村、白糠町)  (2) 大家畜経営体質強化利子補給(釧路市、阿寒町、鶴居村、白糠町)  (3) 次世代農業者支援融資関連資金利子補給(阿寒町、鶴居村、白糠町)  (4) 大家畜経営活性化資金(鶴居村、阿寒町)  (5) 農業経営基盤強化資金利子補給(6市町村)</p> <p>3 一定期間利子補給の処理を講じ、経営の安定した農家経済の確立を図ることが目的であるため、現行のまま新市に引き継ぐ制度  (1) (鶴居村)酪農基盤整備特例対策資金利子補給  (2) (鶴居村)平成12年、平成14年雪害対策資金利子補給</p>	その他	<p>1 合併時まで完了となるため、調整不要となる制度  (1) 大家畜経営維持緊急融資資金利子補給(釧路市、阿寒町、白糠町)  (2) 生乳安定生産対策事業(音別町)  (3) 農地保有合理化事業(音別町)</p> <p>2 道の制度であるので、現行のまま新市へ引き継ぐ制度  (1) 酪農経営負債整理資金利子補給(釧路市、阿寒町、白糠町)  (2) 大家畜経営体質強化利子補給(釧路市、阿寒町、白糠町)  (3) 次世代農業者支援融資関連資金利子補給(阿寒町、白糠町)  (4) 大家畜経営活性化資金(阿寒町)  (5) 農業経営基盤強化資金利子補給(全市町)</p>	調整方針の「統合(一本化)」を「その他」に修正  調整時期の「合併時」を削除  2(5)の記述中、「(6市町村)」を「(全市町)」に修正  調整内容の鶴居村に関する記述を全て削除	1については調整不要、2及び3については統合(同一内容)であり、調整方針が複数あることから、区分を「その他」で統一するため  については、調整方針を「その他」とする同様の他項目と表記を統一するため  については、釧路町・鶴居村離脱による  については、鶴居村離脱による	産業経済	20														
	01 農業・畜産業の状況	経過措置 2年程度									<p>1 各市町村において支援施策に相違があることから、現在実施されている事業は現行のまま新市に引き継ぎ、事業終了年次まで継続されるものとする。</p> <p>2 単独制度については、それぞれの地域で存続し、新市において調整を図る。</p>	同左  同左	<p>1 各市町において支援施策に相違があることから、現在実施されている事業は現行のまま新市に引き継ぎ、事業終了年次まで継続されるものとする。</p> <p>2 単独制度については存続し、新市において調整を図る。</p>	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正  2の記述中、「それぞれの地域で」を削除	とも、釧路町・鶴居村離脱による	産業経済	25-13							
	03 農業・畜産業振興事業																	統合 (同一内容)	<p>1 農業経営基盤強化については、新市において「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」及び「地域農業マスタープラン」を策定する必要がある。また、継続事業については、新市に引き継ぐ。</p>	同左  同左	同左		産業経済	25-13
	05 土地改良																							
12	20 経済	統合 (同一内容)	合併時					産業経済	25-13															
01 農業・畜産業の状況	統合 (一本化)	合併時													産業経済	25-13								
03 農業・畜産業振興事業	統合 (一本化)		合併時						産業経済								25-13							
06 農業経営基盤強化促進対策	統合 (一本化)	合併時													産業経済	25-13								
13	20 経済		統合 (一本化)	合併時					産業経済								25-13							
01 農業・畜産業の状況	統合 (一本化)	合併時												産業経済	25-13									
03 農業・畜産業振興事業	統合 (一本化)			合併時												産業経済	25-13							
07 畜産環境整備特別対策	統合 (一本化)	合併時												産業経済	25-13									

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
14	20 経済	その他	1 制度については、地域の特性があることから現行のまま新市に引き継ぎ、新市において3年を目途に補助基準を調整する。 2 利用組合については、農協の合併と合せて推移を見る必要がある。	同左	同左			産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況										
	03 農業・畜産業振興事業										
	08 酪農ヘルパー利用推進										
15	20 経済	統合 (一本化)	1 実施市町村は現行の単独の制度を存続し、経過措置1年程度を目途に新市における補助基準等の方向性を検討する。	同左	同左	1 実施市町は現行の単独の制度を存続し、経過措置1年程度を目途に新市における補助基準等の方向性を検討する。	1の記述中、「実施市町村」を「実施市町」に修正	鶴居村離脱による	産業経済	25-13	
	01 農業・畜産業の状況										
	03 農業・畜産業振興事業										
	09 肉用牛経営振興										
16	20 経済	調整不要	1 畜産再編総合対策事業は釧路市、釧路町、鶴居村で実施しているが、平成16年度で事業が完了となる。国の制度はあるが、合併時には実施市町村がなく調整不要である。	その他	同左	1 畜産再編総合対策事業は釧路市で実施しているが、平成16年度で事業が完了となる。国の制度はあるが、合併時には実施が無く調整不要である。	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正  1の記述中、「釧路町、鶴居村」を削除し、「実施市町村」を「実施」に修正	については、「調整不要」は、調整方針の区分を「その他」に統一するため  については、釧路町・鶴居村離脱による	産業経済		
	01 農業・畜産業の状況										
	03 農業・畜産業振興事業										
	10 畜産再編総合対策										
17	20 経済	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況										
	03 農業・畜産業振興事業										
	11 農地流動化地域総合推進										
18	20 経済	統合 (同一内容)	1 BSE協議会及び対策本部については、目的は同一であることから、現行のまま新市へ引き継ぐ。 2 単独事業の補助金については、新市において調整する。	同左	同左			産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況										
	03 農業・畜産業振興事業										
	12 BSE対策										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
19	20 経済	統合 (同一内容)	1 家畜防疫対策の助成措置等の差異については、音別町単独事業のBSE対策を含め、新市において調整を図る必要がある。	同左	同左			産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況	合併時		同左							
	03 農業・畜産業振興事業										
	13 家畜防疫対策										
20	20 経済	調整猶予	1 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が平成11年11月1日より施行され、施設整備について5年間の猶予期間(平成16年10月31日)が設けられ実施してきたが、その間施設整備に対する国からの補助事業等の予算措置が少なく、当初整備計画数の施設整備ができていない現状にある。平成16年11月1日より法の完全施行がされることから、国で新たな法的猶予措置等が実施されない場合、新たな政策判断が必要と考えられる。	同左	同左			産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況										
	03 農業・畜産業振興事業										
	14 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進										
21	20 経済	統合 (同一内容)	1 家畜共進会は営農技術の向上等を目的に開催され、管内全道共進会の予選もあり事業内容は同一であるが、その開催方法については、新市において別途検討が必要である。	同左	同左			産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況	合併時		同左							
	03 農業・畜産業振興事業										
	15 家畜共進会										
22	20 経済	統合 (一本化)	1 酪農先進地視察研修に対する一部補助及び離農跡地等に新規に就農する農業者の支援については、鶴居村の制度に一本化し新市に引き継ぐ。 2 釧路市と阿寒町で実施している阿寒酪農振興会への運営費補助については、現行のまま新市に引き継ぐが、他の農業団体への方針と併せて調整する必要がある。 3 鶴居村で実施している良質乳生産に対する補助については、新市の制度として引き継ぐ。	統合 (同一内容)	1 釧路市と阿寒町で実施している阿寒酪農振興会への運営費補助については、現行のまま新市に引き継ぐが、他の農業団体への方針と併せて調整する必要がある。	調整方針の「(一本化)」を「(同一内容)」に修正  1及び3の記述を削除し、「2」を「1」に修正	については、変更内容のにより、制度を一本化とする記述にならなくなったため  については、鶴居村離脱による	産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況	合併時		同左							
	03 農業・畜産業振興事業										
	16 酪農対策										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
23	20 経済	再編	1 各市町村の畜産振興条例等を網羅した新たな制度に再編し、新市に引き継ぐ。 2 現在実施されている事業は、現行のまま新市に引き継ぎ、事業終了年次まで継続されるものとする。	同左	1 各市町の畜産振興条例等を網羅した新たな制度に再編し、新市に引き継ぐ。 2 現在実施されている事業は、現行のまま新市に引き継ぎ、事業終了年次まで継続されるものとする。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況	合併時		同左							
	03 農業・畜産業振興事業										
	17 畜産振興										
24	20 経済	その他	1 現行制度が平成16年度で終了し、次期対策が不明のため、調整不要とする。	同左	同左			産業経済			
	01 農業・畜産業の状況										
	03 農業・畜産業振興事業										
	18 中山間地域等直接支払										
25	20 経済	統合 (同一内容)	1 各市町村の農業経営改善支援センターの目的及び事業内容は類似していることから、現行のまま新市に引き継ぐ。 (1)認定農業者の育成については、新市において「市町村農業経営基盤強化促進基本構想」及び「農業経営改善計画認定要領」を策定する必要がある。 (2)認定審査における農業経営改善計画は、農業者の加入している農業協同組合の意見等が重要であることから、認定審査会の審査員の選任調整が重要である。	同左	1 各市町の農業経営改善支援センターの目的及び事業内容は類似していることから、現行のまま新市に引き継ぐ。 (1)認定農業者の育成については、新市において「農業経営基盤強化促進基本構想」及び「農業経営改善計画認定要領」を策定する必要がある。 (2)認定審査における農業経営改善計画は、農業者の加入している農業協同組合の意見等が重要であることから、認定審査会の審査員の選任調整が重要である。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正  1(1)の記述中、「市町村」を削除	とも、鶴居村離脱による	産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況	合併時		同左							
	03 農業・畜産業振興事業										
	21 認定農業者育成										
26	20 経済	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぎ、これまでの経緯及び地域実情を尊重した調整を図る。 (1)新市移行後、開催方法や運営方法等について、行政や実施団体間での協議が必要である。 (2)開催時季が類似しているものは、PR等の連携により相乗効果を高める協議が必要である。	同左	同左			産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況	経過措置 3年程度		同左							
	03 農業・畜産業振興事業										
	23 農業地域活性化イベント										
27	20 経済	統合 (同一内容)	1 新山村振興等農林漁業特別対策事業計画は、現行のまま新市に引き継ぐ。	統合 (一本化)	1 白糠町の新山村振興等農林漁業特別対策事業計画は、現行のまま新市に引き継ぐ。	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正  1の記述中、「白糠町の」を追加	とも、鶴居村離脱により、新市に引き継がれるのは白糠町の現行計画のみとなるため	企画	25-13		
	01 農業・畜産業の状況	合併時		同左							
	03 農業・畜産業振興事業										
	24 新山村振興等農林漁業特別対策										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
28	20 経済	統合 (同一内容)	1 国土調査法に基づいて実施されており、事業内容は同一であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。 (1)休止地区、未実施地区の事業実施については、新市において調整が必要である。 (2)成果は基本図等として利用範囲が広いことから、その維持管理については継続的な対応が必要である。	同左	同左			産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況	合併時		同左							
	03 農業・畜産業振興事業										
	25 地籍調査										
29	20 経済	統合 (一本化)	1 農業後継者対策協議会は、現在6市町村に設置されており、目的、事業内容は類似していることから統合・一本化し、新市へ引き継ぐ。音別町の産業後継者の林業、商工については新市で別途検討が必要である。  2 北海道農業担い手育成センターの下部組織として、担い手育成センターが設置されている状況で、目的及び事業内容は類似しているため統合し、新市へ引き継ぐ。	同左	1 農業後継者対策協議会は、4市町に設置されており、目的、事業内容は類似していることから統合・一本化し、新市へ引き継ぐ。音別町の産業後継者の林業、商工については新市で別途検討が必要である。  2 北海道農業担い手育成センターの下部組織として、担い手育成センターが設置されている状況で、目的及び事業内容は類似しているため統合し、新市へ引き継ぐ。	1の記述中、「現在6市町村」を「4市町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況	合併時		同左							
	03 農業・畜産業振興事業										
	26 農業後継者対策										
30	20 経済	統合 (一本化)	1 対策協議会の目的及び事業内容は類似していることから、未設置町村を含め統合・一本化し、新市に引き継ぐ。  2 農業者の負担軽減対策については合併時に一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	1 対策協議会の目的及び事業内容は類似していることから、未設置町村を含め統合・一本化し、新市に引き継ぐ。  2 農業者の負担軽減対策については合併時に一本化し、新市に引き継ぐ。	1の記述中、「未設置町村」を「未設置町」に修正	鶴居村離脱による	産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況	合併時		同左							
	03 農業・畜産業振興事業										
	27 農業用廃プラスチック適正処理対策										
31	20 経済	再編	1 合併時には旧市町村の標準小作料で対応する。	同左	1 合併時には旧市町の標準小作料で対応する。	1の記述中、「旧市町村」を「旧市町」に修正	鶴居村離脱による	産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況	経過措置 1年程度		同左							
	03 農業・畜産業振興事業										
	29 標準小作料改訂										
32	20 経済	統合 (同一内容)	1 国有農地等の管理調整であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況	合併時		同左							
	03 農業・畜産業振興事業										
	30 国有農地等管理										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
33	20 経済	統合 (同一内容)	1 農地法に基づく業務は6市町村同一であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 農地法に基づく業務は同一であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況	合併時		同左							
	03 農業・畜産業振興事業			同左							
	31 農地法許可等			同左							
34	20 経済	統合 (同一内容)	1 農用地利用集積計画は同一内容であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況	合併時		同左							
	03 農業・畜産業振興事業			同左							
	32 農地利用集積推進			同左							
35	20 経済	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況	合併時		同左							
	03 農業・畜産業振興事業			同左							
	33 農業者年金			同左							
36	20 経済	統合 (一本化)	1 地域の特性があることから現行のまま引き継ぐこととし、新市において3年程度を目途に補助基準を調整し、一本化を図る。 2 乳検組合の統合については、農協合併の推移を見る必要がある。	同左	同左			産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況	経過措置 3年程度		同左							
	03 農業・畜産業振興事業			同左							
	34 乳牛検定事業			同左							
37	20 経済	統合 (一本化)	1 地域の特性があることから現行のまま引き継ぐこととし、新市において3年程度を目途に補助基準を調整し、一本化を図る。 2 野菜組合の統合については、農協合併の推移を見る必要がある。	同左	同左			産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況	経過措置 3年程度		同左							
	03 農業・畜産業振興事業			同左							
	35 野菜振興			同左							



通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
38	20 経済	統合 (同一内容)  経過措置 2年程度	1 国営・道営・公社営事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。  2 市町村営事業については、複数の事業が地域ごとに存続している経緯もあることから現行のまま引き継ぐこととし、新市において2年程度を目途に調整を図る。	同左	1 国営・道営・公社営事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。  2 市町営事業については、複数の事業が地域ごとに存続している経緯もあることから現行のまま引き継ぐこととし、新市において2年程度を目途に調整を図る。	2の記述中、「市町村営事業」を「市町営事業」に修正	鶴居村離脱による	産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況			同左							
	03 農業・畜産業振興事業			同左							
	36 その他農業振興対策事業			同左							
39	20 経済	統合 (同一内容)  経過措置 3年程度	1 各施設の使用料等については、現行のまま引き継ぎ、使用料及び減免規定は新市において調整する。 (1)多様な施設が存在していることから、当面は現行の使用料を維持し、新市において地域性に配慮した使用料の検討が必要である。 (2)現行の各市町村民ごとの施設利用者への使用料の減免措置は、新市民利用者と読み替えて統一した基準を定める必要がある。	同左	1 各施設の使用料等については、現行のまま引き継ぎ、使用料及び減免規定は新市において調整する。 (1)多様な施設が存在していることから、当面は現行の使用料を維持し、新市において地域性に配慮した使用料の検討が必要である。 (2)現行の各市町民ごとの施設利用者への使用料の減免措置は、新市民利用者と読み替えて統一した基準を定める必要がある。	1(2)の記述中、「各市町村民」を「各市町民」に修正	鶴居村離脱による	産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況			同左							
	04 農業・畜産業関連施設			同左							
	01 農業環境改善センター等			同左							
40	20 経済	統合 (同一内容)  経過措置 3年程度	1 現行どおり複数の施設を地域ごとに存続させ、管理運営主体については地域事情を十分に配慮した調整を図る。  2 使用料、委託料及び貸付料は、現行のまま引き継ぎ、新市において調整を図る。	同左	同左			産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況			同左							
	04 農業・畜産業関連施設			同左							
	02 公共牧場			同左							
41	20 経済	その他	1 阿寒町、鶴居村、幌呂、白糠町、音別町の5農業協同組合で平成18年度を目標に合併に向け協議中であり、その動向により推移を見る必要がある。  2 釧路町の農業協同組合組織は、標茶町農業協同組合と釧路太田農業協同組合がある。構成員も他町にまたがっているため、現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	1 阿寒町、鶴居村、幌呂、白糠町、音別町の5農業協同組合で平成18年度を目標に合併に向け協議中であり、その動向により推移を見る必要がある。	2の記述を削除	釧路町離脱による	産業経済	18		
	01 農業・畜産業の状況										
	05 農業・畜産業関係団体										
	01 農業協同組合										
42	20 経済	その他	1 統計的データのため、調整不要とする。	同左	同左			産業経済			
	02 林業の状況										
	01 土地利用状況・林野率等										
	01 土地利用状況・林野率等の状況										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
43	20 経済	統合 (同一内容)	1 森林法等の法律に基づいて行われていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13		
	02 林業の状況			合併時	同左						
	02 森林整備計画の策定										
	01 森林整備計画										
44	20 経済	統合 (一本化)	1 新市において新たな森林施業計画を作成する。 2 現行の森林施業計画の終期を調整し、新市において経過措置3年程度を目途に一本化する。	同左	同左			産業経済	25-13		
	02 林業の状況			経過措置 3年程度	同左						
	03 林業振興事業等										
	01 公有林										
45	20 経済	統合 (一本化)	1 これまでの契約は、終了するまで現行どおりとし、新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13		
	02 林業の状況			合併時	同左						
	03 林業振興事業等										
	02 分収造林保育										
46	20 経済	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13		
	02 林業の状況			合併時	同左						
	03 林業振興事業等										
	04 森林施業計画認定・伐採届受理										
47	20 経済	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 現計画が平成18年度までであることから、経過措置は2年とする。	同左	同左			産業経済	25-13		
	02 林業の状況			経過措置 2年程度	同左						
	03 林業振興事業等										
	05 流域森林総合整備推進(森林環境保全整備事業)										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
48	20 経済	統合 (同一内容)  合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13	
	02 林業の状況			同左						
	03 林業振興事業等									
	06 森林病害虫防除									
49	20 経済	統合 (同一内容)  合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐが、保険加入内容については山林の現況に応じて調整する。	同左	同左			産業経済	25-13	
	02 林業の状況			同左						
	03 林業振興事業等									
	07 森林保険									
50	20 経済	統合 (同一内容)  合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13	
	02 林業の状況			同左						
	03 林業振興事業等									
	08 緑の募金									
51	20 経済	その他	1 猟友会は任意団体であることから、団体間の協議に委ねるものとする。	同左	同左			産業経済	18	
	02 林業の状況									
	03 林業振興事業等									
	10 猟友会									
52	20 経済	統合 (同一内容)  合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	19	
	02 林業の状況			同左						
	03 林業振興事業等									
	11 鳥獣飼養許可手数料									

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
53	20 経済	統合 (同一内容)  合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13		
	02 林業の状況			同左							
	03 林業振興事業等										
	12 担い手対策										
54	20 経済	統合 (同一内容)  合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13		
	02 林業の状況			同左							
	03 林業振興事業等										
	13 治山事業										
55	20 経済	統合 (同一内容)  経過措置 2年程度	1 国営・道営事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。 2 市町村営事業については、複数の事業が地域ごとに存続している経緯もあることから現行のまま引き継ぐこととし、新市において2年程度を目途に調整を図る。	同左	1 国営・道営事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。	2の記述中、「市町村営事業」を「市町営事業」に修正	鶴居村離脱による	産業経済	25-13		
	02 林業の状況			同左	2 市町営事業については、複数の事業が地域ごとに存続している経緯もあることから現行のまま引き継ぐこととし、新市において2年程度を目途に調整を図る。						
	03 林業振興事業等										
	14 その他林業振興事業										
56	20 経済	その他	1 組織統合にあたっては、それぞれの森林組合間の協議が優先されるものとする。 2 行政からの支援策(助成金)については、現行のまま新市に引き継ぎ、関係団体との協議により調整する。	同左	同左			産業経済	18		
	02 林業の状況										
	04 林業関係団体										
	01 森林組合										
57	20 経済	統合 (一本化)  合併時	1 全国、全道、釧根地域組織の負担金については、一本化し新市に引き継ぐ。 2 各市町村ごとに実施している単独組織への補助金等は、現行のまま引き継ぐこととし、新市において調整する。	同左	1 全国、全道、釧根地域組織の負担金については、一本化し新市に引き継ぐ。	2の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	産業経済	18		
	02 林業の状況			同左	2 各市町ごとに実施している単独組織への補助金等は、現行のまま引き継ぐこととし、新市において調整する。						
	04 林業関係団体										
	02 その他林業関係団体										

通番	大項目			6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目			方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目											時期	時期
	細項目												
58	20 経済		その他	1 統計的データのため、調整不要とする。	同左	同左			産業経済				
	03 水産業の状況												
	01 海面・内水面漁業												
	01 海面・内水面漁業の状況												
59	20 経済		統合 (一本化)	1 栽培漁業は、今後の漁業振興の柱となる施策であり、その重要性に鑑み引き続き支援をする必要があるが、少なくとも同一の事業は同一の補助条件とすることが望ましく、補助対象経費等の要件も含めて一本化を図る。 2 現行の補助率等は、各自治体が当該漁協との協議に基づく漁業振興補助として定着化していることから、新市において協議が必要である。 3 経過措置の期間について (1) 釧路市～港湾整備に伴う漁業振興策は平成19年度に見直し (2) 白糖町～総合計画の最終年度が平成19年度 以上のことから、経過措置は平成19年度までの3年間とする。	同左	同左			産業経済	25-13			
	03 水産業の状況												
	02 水産業振興事業		経過措置 3年程度										
	01 栽培漁業(種苗放流、増養殖等)												
60	20 経済		調整猶予	1 それぞれ業界との交渉結果に基づくもので、早急に一本化は困難であることから新市において調整する。 2 市は釧路市漁業協同組合・釧路市東部漁業協同組合と、釧路町は昆布森漁業協同組合と調整が必要。 (1) 市のみが実施している漁業資源管理対策事業は水産資源の持続的利用を図るため継続。 (2) 雑海藻駆除事業・ヒトデ駆除事業は調整猶予。 3 猶予期間 (1) 釧路市～港湾整備に伴う漁業振興策は、平成19年度見直し。 (2) 白糖町～総合計画の最終年度が、平成19年度。 (3) 釧路町～単独事業の見直しが平成19年度。 以上のことから、平成19年度を目途に見直しを図ることが望ましい。	統合 (一本化)	1 釧路市が実施している次の3事業は、新市に引き継ぐ。 (1) 漁業資源管理対策事業 (2) 雑海藻駆除事業 (3) ヒトデ駆除事業	調整方針の「調整猶予」を「統合(一本化)」に修正  調整時期の「猶予期間3年程度」を「合併時」に修正  1及び2の記述を統合して1に修正し、3の記述を削除	とも、釧路町離脱により、釧路市の事業に一本化となるため	産業経済	25-13			
	03 水産業の状況												
	02 水産業振興事業		猶予期間 3年程度										
	02 漁場管理対策												
61	20 経済		統合 (一本化)	1 既往の補給案件(「助成法」に基づくもの・独自の制度)については、現行利子補給が完了するまでの期間、新市がそのまま引き継ぐ経過措置が必要である。 2 制度の一本化(漁業近代化資金助成法に基づくもの)には、各漁業協同組合と調整を行う必要があり、新市発足時に末端金利の状況に応じて補給率を定める調整が必要である。	その他	同左	調整方針の「統合(一本化)」を「その他」に修正  調整時期の「合併時」を削除	1については統合(同一内容)、2については統合(一本化)であり、調整方針が複数あることから、区分を「その他」で統一するため  については、調整方針を「その他」とする同様の他項目と表記を統一するため	産業経済	20			
	03 水産業の状況												
	02 水産業振興事業		合併時										
	03 各種利子補給制度												

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	大項目			方針						
	中項目			時期						
	小項目	方針	調整内容	調整内容						
細項目	時期	調整内容								
62	20 経済	統合 (一本化)	1 釧路市だけの事業であり、水産加工製造の安定化を図る上で重要なものであることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13	
	03 水産業の状況			合併時						同左
	02 水産業振興事業									
	04 水産加工団地形成									
63	20 経済	統合 (一本化)	1 平成15年度策定する新計画を合併時に新市へ引き継ぐこととする。	同左	1 平成15年度策定した新計画を合併時に新市へ引き継ぐこととする。	1の記述中、「策定する」を「策定した」に修正	平成15年度に新計画を策定したため	産業経済	25-13	
	03 水産業の状況			合併時						同左
	02 水産業振興事業									
	05 水産加工振興対策									
64	20 経済	統合 (一本化)	1 現行の事業をベースに一本化し、新市において水産物消費拡大を図る。	同左	1 釧路市の事業をベースに一本化し、新市において水産物消費拡大を図る。	1の記述中、「現行」を「釧路市」に修正	釧路町離脱により、釧路市の事業に一本化となるため	産業経済	25-13	
	03 水産業の状況			合併時						同左
	02 水産業振興事業									
	06 水産物消費拡大促進									
65	20 経済	統合 (一本化)	1 釧路市だけの事業であり、環境保全、加工残滓等の有効活用が図られることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13	
	03 水産業の状況			合併時						同左
	02 水産業振興事業									
	07 水産加工環境対策									
66	20 経済	統合 (一本化)	1 釧路市のみで実施している事業であり、北洋海域等での操業機会及び原魚の確保を図ることを目的としていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13	
	03 水産業の状況			合併時						同左
	02 水産業振興事業									
	08 国際漁業対策									

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目										時期	時期
	細項目											
67	20 経済	統合 (同一内容)	1 漁港は複数あるが、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13			
	03 水産業の状況			同左								
	03 水産業関連施設			合併時								
	01 漁港施設											
68	20 経済	統合 (一本化)	1 道条例に基づく漁港使用料は新市に引き継ぐ。 2 釧路町の単独条例については、地域の特殊性により使用料条例を定めていることに配慮し、現行のまま新市に引き継ぐ。	統合 (同一内容)	1 道条例に基づく漁港使用料は新市に引き継ぐ。	調整方針の「(一本化)」を「(同一内容)」に修正  2の記述を削除	とも、釧路町離脱により、釧路町の単独条例の調整が必要なくなり、道条例に基づく現行は同一内容であるため	産業経済	19			
	03 水産業の状況			同左								
	03 水産業関連施設			合併時								
	02 漁港使用料											
69	20 経済	統合 (一本化)	1 釧路市のみで実施している事業であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13			
	03 水産業の状況			同左								
	03 水産業関連施設			合併時								
	03 魚揚場											
70	20 経済	統合 (一本化)	1 水産加工振興センターは、水産物の高度利用研究と加工技術の向上を図るため釧路市のみで実施しているものであり、水産加工業の振興を図る上で重要な施設であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13			
	03 水産業の状況			同左								
	03 水産業関連施設			合併時								
	04 水産加工振興センター											
71	20 経済	その他	1 統計的データのため、調整不要とする。	同左	同左			産業経済				
	03 水産業の状況											
	03 水産業関連施設											
	05 水産物加工処理施設											
72	20 経済	統合 (一本化)	1 釧路市だけの施設であり、漁業の総合的な振興と地域の活性化を図ることを目的にしていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13			
	03 水産業の状況			同左								
	03 水産業関連施設			合併時								
	06 千代ノ浦マリパーク											

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目										時期	時期
	細項目											
73	20 経済	統合 (一本化)	1 釧路市の「マリントボスクしろ」は、水産業に関する知識の普及等を行うための施設であり、水産業の振興発展を目的としていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13			
	03 水産業の状況			合併時	同左							
	03 水産業関連施設											
	07 水産資料室											
74	20 経済	その他	1 各協同組合は地域の特性があることから、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 組織統合にあたっては、それぞれの組合間の協議が優先されるものとする。	同左	同左			産業経済	18			
	03 水産業の状況											
	04 水産業関係団体											
	01 水産協同組合											
75	20 経済	統合 (一本化)	1 全国、全道、釧根地域組織の負担金については、一本化し新市に引き継ぐ。 2 各市町村ごとに実施している単独組織への補助金等は、現行のまま引き継ぐこととし、新市において調整する。	同左	1 全国、全道、釧根地域組織の負担金については、一本化し新市に引き継ぐ。	2の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	産業経済	18			
	03 水産業の状況			合併時	同左					2 各市町ごとに実施している単独組織への補助金等は、現行のまま引き継ぐこととし、新市において調整する。		
	04 水産関係団体											
	02 その他関係団体											
76	20 経済	統合 (一本化)	1 水産行政推進において数値による水産業の動向・変化把握は必須条件であることから、釧路市の制度に一本化し新市においても拡充実施する。	同左	同左			産業経済	25-13			
	03 水産物の状況			合併時	同左							
	05 水産関係統計											
	01 水産統計調査等											
77	20 経済	統合 (一本化)	1 釧路市だけの施設であることから、釧路市に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-13			
	04 卸売市場の状況			合併時	同左							
	01 卸売市場											
	01 中央卸売市場											
78	20 経済	その他	1 民間施設であるため、調整不要とする。	同左	同左			産業経済				
	04 卸売市場の状況											
	01 卸売市場											
	02 水産物市場											



通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
79	20 経済	調整不要	1 各種統計的データのため調整不要とする。	その他	同左		調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	「調整不要」は、調整方針の区分を「その他」に統一するため	産業経済		
	05 商工業の状況										
	01 商工業統計										
	01 事業所数・従業員数										
80	20 経済	調整不要	1 各種統計的データのため調整不要とする。	その他	同左		調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	「調整不要」は、調整方針の区分を「その他」に統一するため	産業経済		
	05 商工業の状況										
	02 大規模小売店舗										
	01 大規模小売店舗の状況										
81	20 経済	統合 (一本化)	1 中心市街地活性化法に定める要件を満たし得るのは現計画の地域のみと考えられることから、釧路市の計画に一本化し、そのまま新市に引き継ぐ。 (1)中心市街地活性化法に基づく中心市街地エリアの設定についての結論であり、新市において集中的かつ重点的に投資すべき中心市街地の範囲やその支援の在り方などについては、事務レベルの協議を超えた政策的判断が必要であることから、現在各自治体ごとに形成されている商店街等の実情を踏まえつつ、合併後の新市において十分な議論が必要と考える。	同左	同左				産業経済	25-14	
	05 商工業の状況										
	03 中心市街地活性化基本計画の策定	合併時									
	01 中心市街地活性化基本計画										
82	20 経済	統合 (一本化)	1 これまで実行された分(利子補給等)については、完済するまでの間、新市がそのまま引き継ぐ等の経過措置(7年程度)が必要と思われる。	同左	同左	1 釧路市の例により一本化し、これまで実行された分(利子補給等)については、完済するまでの間、新市がそのまま引き継ぐ等の経過措置(7年程度)が必要と思われる。	1の記述中、「釧路市の例により一本化し、」を追加	調整方針の方向性区分欄に明示された統合内容を追加	産業経済	20	
	05 商工業の状況										
	04 商工業振興事業	経過措置 7年程度									
	01 融資制度										
83	20 経済	統合 (一本化)	1 阿寒町の固定資産税課税免除規定等の取扱いについては、これまでの経緯もあることから3年程度の経過措置が必要と思われる。	同左	同左	1 釧路市の例により一本化し、阿寒町の固定資産税課税免除規定等の取扱いについては、これまでの経緯もあることから3年程度の経過措置が必要と思われる。	1の記述中、「釧路市の例により一本化し、」を追加	調整方針の方向性区分欄に明示された統合内容を追加	産業経済	20	
	05 商工業の状況										
	04 商工業振興事業	経過措置 3年程度									
	03 中小企業等活性化推進										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
84	20 経済	統合 (一本化)	1 中小企業の人材養成の支援を通じて、中小企業の振興を図るもの あるので釧路市の制度に一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-14		
	05 商工業の状況			同左							
	04 商工業振興事業			合併時							
	06 中小企業人材派遣等 支援										
85	20 経済	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-14		
	05 商工業の状況			同左							
	04 商工業振興事業			合併時							
	07 地場産業振興対策										
86	20 経済	その他	1 釧路市と音別町の民間団体で実施されているので、団体(事業主 体)間での調整が必要であり、現行のまま新市に引き継ぎ調整する。	同左	同左			産業経済	25-14		
	05 商工業の状況										
	04 商工業振興事業										
	08 商店街多機能カード 等導入推進										
87	20 経済	統合 (一本化)	1 中小企業者の金融の円滑化を図るための出損であることから、現行 の出捐金を一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-14		
	05 商工業の状況			同左							
	04 商工業振興事業			合併時							
	09 信用保証協会出捐金										
88	20 経済	再編	1 現行には基づかず新たな制度に再編し、新市すべてに適用する。 2 既に旧制度を適用されている事業者への助成等は、新市に引き継 ぐ。	同左	同左			産業経済	20		
	05 商工業の状況			合併時							
	04 商工業振興事業										
	10 企業誘致										
89	20 経済	再編	1 再編とするが、根拠法令の違う6市町村の現行制度を調整するた めには、3年間の経過措置が必要と思われる。	同左	1 再編とするが、根拠法令の違う現行制度を調整するためには、3年 間の経過措置が必要と思われる。	1の記述中、「6市町村 の」を削除	釧路町・鶴居村離脱によ る	産業経済	20		
	05 商工業の状況			経過措置 3年程度	同左						
	04 商工業振興事業										
	11 工業等振興条例助成										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針	調整内容					
	小項目			時期						
	細項目									
90	20 経済	統合 (一本化)	1 釧路市美原団地内において、地域の核商業施設として機能しているもので、今後とも必要な施設であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左					
	05 商工業の状況			同左						
	04 商工業振興事業			同左						
	12 公設商業施設の整備			同左						
91	20 経済	統合 (一本化)	1 事業者等による協同事業及び組織化を推進し、中小企業の振興を目的としたものであり、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 事業者等による協同事業及び組織化を推進し、中小企業の振興を目的とした釧路市の事業を現行のまま新市に引き継ぐ。					
	05 商工業の状況			同左						
	04 商工業振興事業			同左						
	13 事業協同組合等組織化支援			同左						
92	20 経済	統合 (一本化)	1 地域の基幹産業を中心に産学官・産業間の連携を進め、地域発の新たな価値をもった製品やサービスを創造し、地域内外に販売する企業群を創出することにより地域経済の自立を目的とするものであり、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 地域の基幹産業を中心に産学官・産業間の連携を進め、地域発の新たな価値をもった製品やサービスを創造し、地域内外に販売する企業群を創出することにより地域経済の自立を目的とする釧路市の事業を現行のまま新市に引き継ぐ。					
	05 商工業の状況			同左						
	04 商工業振興事業			同左						
	14 産業クラスター創造研究			同左						
93	20 経済	統合 (一本化)	1 工業用地の整備により新たな企業の進出を促進し、産業振興、雇用の創出など地域経済の発展を目的としており今後も必要であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	統合 (同一内容)	同左					
	05 商工業の状況			同左						
	05 企業・工業団地			同左						
	01 工業団地			同左						
94	20 経済	統合 (同一内容)	1 工場立地法による工場適地の制約は、現行の造成地については継続的に認められることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左					
	05 商工業の状況			同左						
	05 企業・工業団地			同左						
	02 工場適地			同左						

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	大項目	方針	調整内容	方針	調整内容				
	中項目			時期					
	小項目			時期					
細項目	時期	調整内容	時期	調整内容					
95	20 経済	統合 (同一内容)	1 工業再配置促進法の制度に基づいていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-14
	05 商工業の状況			同左					
	05 企業・工業団地								
	03 工業再配置促進法								
96	20 経済	廃止	1 合併時に人口が20万人以上となり、農村地域工業導入促進法の適用除外となることから、現行制度は廃止する。	同左	同左			産業経済	25-14
	05 商工業の状況			同左					
	05 企業・工業団地								
	04 農村地域工業等導入促進法								
97	20 経済	その他	1 補助金については、現行のまま新市に引き継ぐが、関係団体の協議の推移をみて調整するものとする。  2 組織統合にあたっては、それぞれの商工団体間の協議が優先されるものとする。	同左	同左			産業経済	18
	05 商工業の状況								
	06 商工業関係団体								
	01 商工団体								
98	20 経済	統合 (一本化)	1 釧路市が実施している中心市街地活性化基本計画に連動する事業であり、現行のまま新市に引き継ぐ。 [留意事項] (1)中心市街地活性化基本計画の項で記載したとおり、新市において集中的かつ重点的に投資すべき中心市街地の範囲やその支援の在り方などについては、現在6市町村ごとに形成されている商店街等の実情を踏まえつつ、合併後の新市において十分な議論が必要と考える。 (2)それぞれの市町村がもつ振興計画や整備計画、あるいは構想の中に盛り込まれている建設事業等で、未着手のもの(現在基本設計等が終わっていないもの)についての継続や廃止の判断は、あらためて新市建設計画策定時に検討する。	同左	同左	1(1)の記述中、「現在6市町村ごと」を「各地域ごと」に修正  1(2)の記述中、「市町村」を「市町」に修正	とも、釧路町・鶴居村離脱による	産業経済	25-14
	05 商工業の状況			同左					
	06 商工業関係団体								
	02 TMO								
99	20 経済	統合 (一本化)	1 全国、全道、釧根地域組織の負担金については、一本化し新市に引き継ぐ。  2 各市町村ごとに実施している単独組織への補助金等は、現行のまま引き継ぐこととし、新市において調整する。	同左	同左	2の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	産業経済	18
	05 商工業の状況			同左					
	06 商工業関係団体								
	03 その他商工業関係団体								

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
100	20 経済	統合 (一本化)	1 工業技術センターへの負担金であることから、釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-14		
	05 商工業の状況			合併時	同左						
	07 工業関連施設										
	01 工業技術センター										
101	20 経済	統合 (一本化)	1 釧路産炭地域総合発展機構は今後とも必要であることから、基金出資金は全て新市に引き継ぐ。 2 石炭産業・産炭地振興の協議会は、釧路市に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-14		
	05 商工業の状況			合併時	同左						
	08 鉱工業振興事業										
	01 産炭地振興対策										
102	20 経済	統合 (一本化)	1 釧路市、白糠町で実施している事業であり、釧路市・白糠町の事業に一本化し、新市に引き継ぐ。 [留意事項] (1) 平成14年11月に設置したDME利用計画検討会議において、DMEの有効利用及び普及のための計画策定、試験研究施設誘致のための方策、パイロットプラントの将来における活用方策等を産学官共同で検討していく。	同左	同左			産業経済	25-14		
	05 商工業の状況			合併時	同左						
	08 鉱工業振興事業										
	02 エネルギー利用技術研究活動										
103	20 経済	統合 (一本化)	1 釧路市で行っている事業であり今後とも必要なことから、釧路市の事業に一本化し新市に引き継ぐ。 (国の炭鉱技術移転5ヶ年計画に基づき海外炭鉱技術者との交流を行っている。)	同左	同左			産業経済	25-14		
	05 商工業の状況			合併時	同左						
	08 鉱工業振興事業										
	03 石炭技術研修推進支援										
104	20 経済	調整不要	1 各種統計的データのため調整不要とする。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	「調整不要」は、調整方針の区分を「その他」に統一するため	産業経済			
	06 消費者対策の状況										
	01 消費生活相談										
	01 相談等の件数										
105	20 経済	統合 (一本化)	1 新市においては、釧路市の消費生活センターを拠点とする。 2 各地にある消費者協会と連携を取りながら、消費生活行政を推進する。	同左	同左			産業経済	25-15		
	06 消費者対策の状況			合併時	同左						
	02 消費者啓発推進										
	01 消費者教育・啓発推進										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
106	20 経済	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し、新市に引き継ぐ。 (生活必需物資の価格、受給動向その他消費生活に関する情報収集及び意見の提供等を行う活動。)	同左	同左			産業経済	25-15		
	06 消費者対策の状況			同左							
	03 消費生活モニターの活動	合併時									
	01 消費生活モニターの活動状況										
107	20 経済	統合 (一本化)	1 条例の設置は釧路市のみであり、釧路市の条例に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-15		
	06 消費者対策の状況			同左							
	04 条例の有無・その概要	合併時									
	01 条例										
108	20 経済	その他	1 6市町村に設置されている消費生活関連団体間での調整が必要であり、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 各地域に設置されている消費生活関連団体間での調整が必要であり、現行のまま新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村」を「各地域」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	産業経済	18		
	06 消費者対策の状況										
	05 消費生活関連団体の状況										
	01 消費生活関連団体の状況と補助費の状況										
109	20 経済	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-15		
	06 消費者対策の状況			同左							
	06 計量事務の状況	合併時									
	01 定期検査、立入検査、計量思想の普及啓発										
110	20 経済	統合 (一本化)	1 当地域の厳しい雇用状況に鑑み、現在の組織を中心に拡充し、新市に引き継ぐ。 2 雇用問題における総合的な調整を行うための組織化が必要である。	同左	同左			産業経済	25-15		
	07 労働対策の状況			同左							
	01 雇用対策事業	合併時									
	01 雇用促進・安定対策										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
111	20 経済	統合 (一本化)	合併時	1 近年、雇用労働に係わる相談対応は、ますますその重要性を増していることから、現行の「釧路市雇用労働相談所」を中心とした雇用労働相談を継続する方向で調整し、新市に引き継ぐ。 【留意事項】 (1)ハローワークとの連携をしていくためにも、釧路市に設置されているハローワーク釧路の出先機関である「高齢者職業相談室」と「釧路パートバンク」については、継続を要請していくことが必要である。	同左	同左			産業経済	25-15	
	07 労働対策の状況				同左						
	01 雇用対策事業										
	02 雇用労働相談										
112	20 経済	統合 (同一内容)	合併時	1 季節労働者対策は、全自治体で何らかの形で実施しているが、これまでの各自治体と団体との間に様々な経緯もあることから、現行どおり同一内容で新市に引き継ぐ。 2 冬期間の就労事業の確保、冬期技能講習助成給金制度に対する側面支援(講師協力等)については国の動向を注視していく。	同左	同左			産業経済	25-15	
	07 労働対策の状況				同左						
	01 雇用対策事業										
	03 季節労働者対策										
113	20 経済	統合 (一本化)	合併時	1 今の時代に即した職業訓練や新たな職業能力開発は、これまで以上に重要となっていることから、現在実施されている職業訓練センターや職業訓練校への補助は、釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-15	
	07 労働対策の状況				同左						
	01 雇用対策事業										
	04 職業能力開発促進										
114	20 経済	統合 (一本化)	合併時	1 「釧路地方技能尊重推進協議会」はあるが、現在、釧路市の行っている「技能功労者・職業訓練功労者表彰」による受賞が、北海道産業賞(卓越した技能士)表彰、国における受賞(「現代の名工」及び、叙勲褒章)への登竜門となっている実態があり欠かすことのできない制度となっていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 青少年を含む技能士による自らの技能の発表の場である「釧路市青少年技能コンクール大会・釧路地方技能コンクール」についても、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-15	
	07 労働対策の状況				同左						
	01 雇用対策事業										
	05 技能尊重推進										
115	20 経済	統合 (一本化)	合併時	1 定住のための施策の一つであり、現在の不況下では、優秀な技能を持つ人材を都市部から地方へ呼び寄せる絶好の機会ととらえ、Uターン・IJUターンの促進を図るため、現行のまま新市に引き継ぐ。 (1)釧路管内の農業、漁業を含めた一体となった取り組みが必要であり、ハローワーク釧路や道の人材育成課とも連携しながら推進していくことが望まれる。	同左	同左			産業経済	25-15	
	07 労働対策の状況				同左						
	01 雇用対策事業										
	06 Uターン促進										

通番	大項目		6市町村協議	4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目			方針 調整内容	方針 調整内容					
	小項目		方針 時期							方針 時期
	細項目									
116	20 経済	統合 (一本化)	1 「緊急地域雇用創出特別対策推進事業」は、雇用状況が悪化している中で同制度の活用による雇用創出を図ることは極めて重要な課題であることから、国や道の補助金等の積極的な活用をさらに図っていくこととし、新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-15	
	07 労働対策の状況	合併時		同左						
	01 雇用対策事業									
	07 その他の雇用対策									
117	20 経済	再編	1 現在の経済情勢においては、貸付制度を利用することが個人債務を長期間にわたって負うことでもあり、慎重になっていることが予想されるため、中小企業勤労者に限定するのか、返済している者・これから制度利用を考えている者などを考慮しながら調整しなければならない。  2 各自治体の制度内容が同一でないこと、民間における融資制度が充実していること、さらに、道の貸付金制度と重複するところもあるため、制度の内容の見直しが必要であることから合併時に再編する。	同左	同左			産業経済	20	
	07 労働対策の状況	合併時		同左						
	02 勤労者福祉対策事業									
	01 生活資金貸付									
118	20 経済	統合 (一本化)	1 雇用・労働関係の情報を広く事業主や労働者に提供することは、雇用・労働環境改善のためにも有益であり、釧路市の発行する「労働ニュース」を継続実施することで調整する。	同左	同左			産業経済	25-15	
	07 労働対策の状況	合併時		同左						
	02 勤労者福祉対策事業									
	02 労働福祉啓発等									
119	20 経済	統合 (一本化)	1 中小企業に働く勤労者の福利厚生を行う事業については、公的には釧路市の「(財)釧路市勤労者共済センター」がその事業を実施しており、特に中小企業に働く勤労者の福利厚生は、その人材育成とともに、優秀な人材を企業に定着させていくための大きな要素であり、現行どおり新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-15	
	07 労働対策の状況	合併時		同左						
	02 勤労者福祉対策事業									
	03 その他勤労者福祉対策									
120	20 経済	統合 (同一内容)	1 サンライフ釧路など勤労者を対象とした施設は、地域にとっても重要なものであることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-15	
	07 労働対策の状況	合併時		同左						
	03 勤労者施設等の設置									
	01 勤労者施設等の状況									



通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
121	20 経済	その他	1 それぞれが独立した団体であることから、各団体の判断による調整を基に行政としての支援方法を検討すべきである。・	同左	同左	調整時期の「合併時」を削除	調整方針を「その他」とする同様の他項目と表記を統一するため	産業経済	18		
	07 労働対策の状況	合併時									
	04 労働関係団体										
	01 シルバー人材センター										
122	20 経済	統合 (一本化)	1 全国、全道、釧根地域組織の負担金については、一本化し新市に引き継ぐ。 2 各市町村ごとに実施している単独組織への補助金等は、現行のまま引き継ぐこととし、新市において調整する。	同左	1 全国、全道、釧根地域組織の負担金については、一本化し新市に引き継ぐ。	2の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	産業経済	18		
	07 労働対策の状況	合併時		同左	2 各市町ごとに実施している単独組織への補助金等は、現行のまま引き継ぐこととし、新市において調整する。						
	04 労働関係団体										
	02 その他労働関係団体										
123	20 経済	統合 (一本化)	1 地域の労働状況を、継続して調査分析することは労働行政において必須であり、釧路市の実施している「労働基本調査」を基礎として新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-15		
	07 労働対策の状況	合併時		同左							
	05 労働関係統計										
	01 労働基本調査										
124	20 経済	調整猶予	1 テーマや開催時季が類似しているものは、PR等の連携により相乗効果を高める可能性もあるほか、テーマを統一させてA会場、B会場、C会場の同時開催というような規模的なレベルアップを図る発展性も考えられるので、新市移行後において、実施団体間での協議が必要と考える。	同左	同左			産業経済	25-14		
	08 観光の状況										
	01 観光振興事業										
	01 観光まつり・イベントの推進										
125	20 経済	統合 (一本化)	1 阿寒町の「イオマンテの火まつり」は、現行のまま地域に存続させ、新市に引き継ぐ。  鶴居村の行事は、調整方針を「調整猶予」とした【20-08-01-01】「観光祭り・イベントの推進」に移行編入する。	同左	1 阿寒町の「イオマンテの火まつり」は、現行のまま地域に存続させ、新市に引き継ぐ。	の記述を削除	鶴居村離脱による	産業経済	25-14		
	08 観光の状況	合併時		同左							
	01 観光振興事業										
	02 観光伝統行事支援										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
126	20 経済	統合 (一本化)	経過措置 1年程度	1 誘客型のパンフレット・雑誌への広告掲載等は、総合型に集約し新市で調整する。 2 観光情報提供事業に係る経費については、6市町村が行ってきたパンフレットやポスターの良いところを生かしながら新市において調整し、過不足なく観光資源を生ず必要がある。	同左	同左	2の記述中、「6市町村」を「各市町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	産業経済	25-14	
	08 観光の状況										
	01 観光振興事業										
	03 観光客誘致宣伝										
127	20 経済	統合 (一本化)	合併時	1 物産振興・販路拡張の事業については、6市町村共通の「リンクージュアップフェスティバル」への参加を除いて、独自の活動を行っているのは、釧路市と阿寒町のみである。 2 釧路市においては、釧路市が支援を行っている「釧路市物産協会」が約60社の会員の加盟を受け、全国各地で開催される「北海道の物産と観光展」等に積極的に参加して、地場産品の宣伝普及と販路拡大を図る活動を行っている。 3 物産振興については、釧路地域の豊富な山海の味覚を結集してPRを行うことが効果的で業界全体にとってもメリットが高く、現在も行政区域にこだわらず、広域的な参加により活動を行っていることから、この「釧路市物産協会」を軸として、「統合・一本化」が適当と判断される。  【参考：釧路市物産協会会員の釧路市以外の所在地】 釧路町、白糠町、鶴居村、阿寒町、弟子屈町、別海町	同左	同左	1の記述中、「6市町村共通の」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	産業経済	25-14	
	08 観光の状況										
	01 観光振興事業										
	04 物産振興・販路拡張										
128	20 経済	統合 (一本化)	合併時	1 釧路港を核とした貿易振興支援は釧路市単独事業になっているが、貿易が広域的に果たす役割は重要であることから、釧路市の事業に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-14	
	08 観光の状況										
	01 観光振興事業										
	05 貿易振興支援										
129	20 経済	その他		1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 ふるさと会の対応は各市町村ごとに異なっており、均衡を図ることが必要なため、新市において調整する。	同左	同左	2の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	産業経済	18	
	08 観光の状況										
	01 観光振興事業										
	06 ふるさと会支援										
130	20 経済	その他		1 統計的データのため、調整不要とする。	同左	同左			産業経済		
	08 観光の状況										
	01 観光振興事業										
	07 観光客入り込み数										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
131	20 経済	統合 (一本化)	1 コンベンションは宿泊を伴うものが多く、地域における経済効果が高いことから、その誘致活動は重要であるので、釧路市の事業に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-14		
	08 観光の状況			同左							
	01 観光振興事業	合併時									
	08 コンベンション誘致										
132	20 経済	統合 (一本化)	1 釧路市都心部における重要なプロジェクトであることから、当該計画は現行どおり新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-14		
	08 観光の状況			同左							
	01 観光振興事業	合併時									
	09 釧路フィッシャー ズワープ計画推進										
133	20 経済	統合 (一本化)	1 新市の観光PRに必要不可欠な事業であることから、釧路市の事業に一本化し新市へ引き継ぐ。 (1)釧路市が空港等に設置している観光案内所は、新市移行後も重要であることから、継続する。 (2)空港で6市町村ごとに展示している観光PRコーナーは、新市としてトータルな展示に改める。 (3)その他の事業は、それぞれの観光スポットの維持管理等に必要な事業であることから、継続する。	同左	1 新市の観光PRに必要不可欠な事業であることから、釧路市の事業に一本化し新市へ引き継ぐ。 (1)釧路市が空港等に設置している観光案内所は、新市移行後も重要であることから、継続する。 (2)空港で展示している観光PRコーナーは、新市としてトータルな展示に改める。 (3)その他の事業は、それぞれの観光スポットの維持管理等に必要な事業であることから、継続する。	1(2)の記述中、「6市町村ごとに」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	産業経済	25-14		
	08 観光の状況			同左							
	01 観光振興事業	合併時									
	10 その他主要な観光振興事業										
134	20 経済	統合 (一本化)	1 釧路市のユースホステルのみであることから、釧路市の事業に一本化し新市に引き継ぐ。 (1)現在は老朽化のため休業中であり、将来的な取扱については補助事業施設であることから新市の中で調整する。	同左	同左			産業経済	25-14		
	08 観光の状況			同左							
	02 観光関連施設	合併時									
	01 国民宿舎・ユースホステル										
135	20 経済	統合 (同一内容)	1 各施設は、それぞれの制度や目的により設置され広く利用されているほか、地域の重要な観光資源や雇用創出の場となっていることから、施設は複数あるが現行のまま新市に引き継ぐ。 (1)各施設間で均衡を考慮した料金体系を図ることの必要性も考えられるが、施設やサービスの違い、委託先等の諸事情もあり、必ずしも同料金である必要性はないことから、新市において調整する。	同左	同左			産業経済	25-14		
	08 観光の状況			同左							
	02 観光関連施設	合併時									
	02 温泉保養施設										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目										時期	時期
	細項目											
136	20 経済	統合 (同一内容)  合併時	1 それぞれの固有財産ではあるが、同一内容であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-14			
	08 観光の状況			同左								
	02 観光関連施設											
	03 公営温泉源											
137	20 経済	統合 (一本化)  合併時	1 釧路市に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-14			
	08 観光の状況			同左								
	02 観光関連施設											
	04 観光国際交流センター											
138	20 経済	統合 (一本化)  合併時	1 釧路市に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-14			
	08 観光の状況			同左								
	02 観光関連施設											
	05 湿原展望台											
139	20 経済	統合 (一本化)  合併時	1 釧路市に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			産業経済	25-14			
	08 観光の状況			同左								
	02 観光関連施設											
	06 米町ふるさと館											
140	20 経済	統合 (同一内容)  合併時	1 6市町村の各施設は、機能的には類似施設もあるが地域的には分散され、それぞれ観光客や市民に利用されているほか、地域の重要な観光資源や雇用創出の場となっていることから、施設は複数あるが現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 各施設は、機能的には類似施設もあるが地域的には分散され、それぞれ観光客や市民に利用されているほか、地域の重要な観光資源や雇用創出の場となっていることから、施設は複数あるが現行のまま新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村の」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	産業経済	25-14			
	08 観光の状況			同左								
	02 観光関連施設											
	07 その他の公立・公共観光施設											

通番	6市町村協議			4市町協議			変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	大項目	方針 時期	調整内容	方針	調整内容					
	中項目			時期						
	小項目									
細項目										
141	20 経済 08 観光の状況 03 観光関係団体 01 観光協会	調整猶予	<p>1 観光協会は、6市町村中4団体に存在している(類似的な活動を行っている団体も含めると6団体)が、社団法人と任意団体の違いや、事務局機能を行政が担っている例など、運営に対する行政の関わり方も異なり、個々に運営形態が異なっている実態にある。</p> <p>2 広域観光推進において、各観光協会の果たす役割は大きく、効果的な観光振興を図るためには連携が望まれるものの、それぞれの観光協会とも、地域事情に基づいて多様な活動を行っていることから、その自主性が尊重されなければならないと考える。</p> <p>3 行政からの支援策も含め、当面は現行どおりで移行させる「調整猶予」が適当と判断される。</p>	同左	<p>1 観光協会は、4市町中2団体に存在している(類似的な活動を行っている団体も含めると4団体)が、社団法人と任意団体の違いや、事務局機能を行政が担っている例など、運営に対する行政の関わり方も異なり、個々に運営形態が異なっている実態にある。</p> <p>2 広域観光推進において、各観光協会の果たす役割は大きく、効果的な観光振興を図るためには連携が望まれるものの、それぞれの観光協会とも、地域事情に基づいて多様な活動を行っていることから、その自主性が尊重されなければならないと考える。</p> <p>3 行政からの支援策も含め、当面は現行どおりで移行させる「調整猶予」が適当と判断される。</p>	1の記述中、「6市町村中4団体」を「4市町中2団体」に、「と6団体」を「と4団体」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	産業経済	18	
142	20 経済 08 観光の状況 03 観光関係団体 02 その他観光関係団体	統合 (一本化)  合併時	<p>1 全国、全道、釧根地域組織の負担金については、一本化し新市に引き継ぐ。</p> <p>2 各市町村ごとに実施している単独組織への補助金等は、現行のまま引き継ぐこととし、新市において調整する。</p>	同左  同左	<p>1 全国、全道、釧根地域組織の負担金については、一本化し新市に引き継ぐ。</p> <p>2 各市町ごとに実施している単独組織への補助金等は、現行のまま引き継ぐこととし、新市において調整する。</p>	2の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	産業経済	18	
143	25 行政委員会 01 農業委員会 02 運営 01 運営	統合 (同一内容)  合併時	<p>1 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>	同左  同左	同左			産業経済	15	